令和4年度第10回五島市農業委員会総会会議議事録

開 会 日 時	令和5年1月26日　午後1時30分							
閉 会 日 時	令和5年1月26日　午後3時03分							
場　　所	五島市役所新本館 3 階会議室（3-A,B,C）							
農 業 委 員 出 席 委 員 （17名）	1	南　忠明			3	山﨑　早苗	4	平田　光昭
	5	荒木　富男	6	今里　誠一				
	9	小林　善孝	10	古里　善秀	11	寺脇　八夫	12	長尾　五男
	13	上村　孝幸					16	本村　元
	17	寺坂　誠一	18	林　賢市	19	山田　勝久		
欠 席 委 員 （4名）	4	平田　光昭	7	中村　耕二	8	山本　実雄	14	角田　隆章
推 進 委 員 出 席 委 員 （　名）								
欠 席 委 員 （　名）								
署 名 委 員	4	平田　光昭	5	荒木　富男				
事　務　局	事務局長:吉田　典昭　次長:藤原　勝栄　係長:阿野舞子　事務職員:浜上研人 会計年度職員:井川勝博							
	分室　富　江:橋口分室長　三井楽:安永係長　奈留:北川分室長 岐　宿:欠席　玉之浦:熊川主査							

	議　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 73 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消について	可　　決
	議案第 74 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 75 号	農地法第3条の規定による買受適格者証明願について	可　　決
	議案第 76 号	農地法第3条の規定による許可申請について	可　　決
	議案第 77 号	農地法第5条の規定による許可後の変更承認申請に係る意見について	可　　決
	議案第78号	農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 79 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 80 号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　　決
	議案第 81 号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可　　決
	議案第 82 号	贈与税等納税猶予に関する適格者証明及び引き続き農業経営を行っている旨の証明について	可　　決

＝午後1時30分　開会＝

□事務局長

それでは、令和4年度　第10回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、4番　出口幸博　委員、7番　中村耕二　委員、8番　山本　実雄　委員、14番　角田隆章委員　より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、18名中14名となります。

よって、五島市農業委員会総会　会議規則第9条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

○議長（会長）

皆さんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和4年度第10回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長（会長）

それでは、議案第73号「農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長

議案説明の前に農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消に関する参照条文を説明します。

1ページをご覧ください。

五島市農業委員会総会会議規則第 16 条　総会の議題となった議案を訂正し、又は撤回しようとするときは、総会の承認を得なければならない。となっております。

2ページをご覧ください。

議案第 73 号をご説明いたします。

本案は、令和 4 年 11 月 25 日の総会において、農地利用状況調査に係る非農地の判断を得た案件でありますが、非農地通知を発出したところ、所有者より耕作している旨の連絡がありました。確認をしたところ、国土調査が済んでおらず字図と農業委員会が非農地判断をする際に使用した図面にずれがあったため、別の地番に対して非農地判断をしたこととなっておりました。

以上の事から非農地判断の取消について総会の承認を得るものであります。所在、所有者は議案記載のとおりとなっております。

以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）

質疑を終わり、採決いたします。

議案73号「農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消について」は、原案のとおり可決す

ることにご異議ございませんか。
—「異議なし」という者あり—

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案73号「農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（会長）
次に、議案第74号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長
議案第74号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。
3ページをご覧ください。
農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。それでは議案について説明します。
4ページから76ページをご覧ください。
今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。
今回非農地と判断されたものは、田　334 筆、畑　1,468 筆で面積は 1,058,724 ㎡となっております。4 月からの累計は、田　612 筆、畑　2,932 筆　樹園地　1 筆で合計面積は 1,924,230 ㎡となっております。
以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。
—質疑応答—
質疑はございませんか。質疑がある方は、挙手願います。

○議長（会長）
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第74号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
—「異議なし」という者あり—

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第74号につきましては、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第７５号「農地法第３条の規定による買受適格証明願について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
７７ページをご覧ください。
農地法第３条の規定による買受適格証明願についてご説明いたします。
買受適格証明書は、農地が差し押さえられ、競売や公売にかけられた際に、入札者に対し提出が求められるもので、入札しようとする人が農地法の許可が受けられる人であるということを証明するものです。本証明の審査は、農地法第３条申請と同様の許可基準で行います。
議案第 75 号で買受適格証明書の発行を受けた者が、最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請を提出した場合において、当農業委員会会長が当該買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認められるとき許可をすることになっており、後日総会で報告するという流れになっております。
それでは、７８ページの番号１をごらんください。
本件は、長崎県が執行する案件で、入札期間は令和４年１２月１３日から令和５年２月２日まで、開札期日は令和５年２月３日となっております。
公売地：吉久木町 628 番 1 外 10 筆　42,517 ㎡
申請人氏名、申請理由については記載のとおりです。
また、本法人は農地所有適格法人ではございませんが、農地法第３条第 2 項第 2 号のただし書き農地法施行令第 2 条第 2 項第 5 号で定める相当の事由である「その法人の主たる業務の運営に欠くことのできない農事指導のために行われると認められること。」に該当し、農地の権利取得者としての要件は満たしております。
１月１８日に福江地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第３条第 2 項各号に該当しないため、買受適格証明を発行しても差し支えないとの意見でありました。以上です。

○議長（会長）
議案第７５号の１番について質疑を行います。
質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）
では、採決いたします。議案第７５号の１番について、買受適格証明を発行することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第７５号の１番は買受適格証明を発行することに決定いたしました。

○議長（会長）
次に、議案第７５号の２番を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

番号2をごらんください。

本件についても、長崎県が執行する案件で、入札期間は令和4年12月13日から令和5年2月2日まで、開札期日は令和5年2月3日となっております。

公売地：吉久木町 628 番 1 外 10 筆　42,517 ㎡

申請人氏名、申請理由については記載のとおりです。

また、本法人は農地所有適格法人ではございませんが、農地法第3条第 2 項第 2 号のただし書き農地法施行令第 2 条第 2 項第 5 号で定める相当の事由である「社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるものが業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること。」に該当し、農地の権利取得者としての要件は満たしております。

1月18日に福江地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第 2 項各号に該当しないため、買受適格証明を発行しても差し支えないとの意見でありました。以上です。

○議長（会長）

議案第75号の2番について質疑を行います。

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）

では、採決いたします。議案第75号の2番について、買受適格証明を発行することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長（会長）

出席委員の過半数に達しています。よって議案第75号の2番は買受適格証明を発行することに決定いたしました。

○議長（会長）

次に、議案第76号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

79ページをご覧ください。

議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。以上です

○議長（会長）

それでは、議案第76号について質疑を行います。

なお、議案第76号の1番については、1番　○○委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－1番退席－

○議長（会長）

事務局の説明を求めます。

□事務局

81ページをご覧ください。

議案第76号

1番　権利：所有権移転　有償

所在：堤町　　畑2筆　　4,161 ㎡

譲渡理由：高齢になってきたので、農業を縮小する。

譲受理由：譲渡人より譲り受けて農業経営を行う。

1月16日に本山・大浜地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）

では、採決いたします。議案第76号の１番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長（会長）

出席委員の過半数に達しています。よって本案は許可されました。

1番　○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

－1番出席－

○議長（会長）

次に、議案第76号2番を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局
2番　権利：賃貸借権　設定期間は5年
所在：三井楽町　畑1筆　　6,914 ㎡
譲渡理由：規模縮小のため。
譲受理由：新規参入で農業を行っていくため。

1月16日に三井楽地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長（会長）
議案第76号2番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第76号2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第76号の2番は許可されました。

○議長（会長）
次に、議案第76号3番を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
3番　権利：所有権移転　有償

所在：野々切町　畑1筆　991 ㎡
譲渡理由：規模縮小のため譲受人に譲り渡す。
譲受理由：農業経営規模拡大のため。
1月16日に本山・大浜地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長（会長）
議案第76号3番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）

質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第76号3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第76号の3番は許可されました。

○議長（会長）
次に、議案第76号4番を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
4番　権利：所有権移転　無償

所在：岐宿町　田3筆　　1,728 ㎡
譲渡理由：高齢により耕作できないので譲受人に譲り渡す。
譲受理由：譲渡人より譲受けて規模拡大を図る。

1月16日に岐宿地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。
以上です。

○議長（会長）
議案第76号4番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第76号4番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第76号の4番は許可されました。

○議長（会長）
次に、議案第76号5番を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

5番　権利：使用貸借権　設定期間は10年

所在：三井楽町　畑2筆　　6,466 ㎡
譲渡理由：無償にて(孫に)当該地を貸し付ける。
譲受理由：当該地を借り受け、新規就農者として農業経営を開始する。

1月16日に三井楽地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長（会長）

議案第76号5番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）

質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長（会長）

挙手がないようですので、採決いたします。
議案第76号5番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長（会長）

出席委員の過半数に達しています。よって議案第76号の5番は許可されました。

○議長（会長）

次に、議案第76号6番を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局

6番　権利：所有権移転　無償

所在：下崎山町　畑 1 筆　　349 ㎡
譲渡理由：高齢のため農業ができないことから、甥に贈与する。
譲受理由：譲渡人から贈与を受けて経営規模を拡大する。

1月16日に崎山地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長（会長）

議案第76号6番について質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。
—質疑応答—

○議長（会長）
質疑はございませんか。
—挙手なし—

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第76号6番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
—賛成委員は挙手—

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第76号の6番は許可されました。

○議長（会長）
次に、議案第77号、「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見について」を審議したいと思いますが、本件と議案第78号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」の1番から3番については、それぞれ関連することから、同時に審議いたします。
それでは、議案第77号の1番から2番及び議案第78号の1番から3番について事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
議案説明の前に農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。82から83ページをごらんください。
農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。
許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。
立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。
市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。
また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。
一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外についてです。

それでは、84から87ページをご覧ください。議案第77号の1番と2番及び議案第78号の1番と3番につきましては、関連がありますのでまとめてご説明いたします。

84ページの議案第77号の1番をご説明いたします。
本案は、平成30年8月14日付けで住宅用地として農地法第5条の転用許可を得た案件であ

りますが、申請地が子供の通学する学校に遠いため支障があり住宅建設が困難になりました。よって、承継者による住宅用地として農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請であります。
土地の所在、承継者、当初計画者、用途につきましては、議案書のとおりです。

続きまして、86ページの議案第78号の1番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であます。
申請地は、盛土を最高1．1m最低0．3mの造成工事を施工します。境界周囲は擁壁を設置するので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

続きまして、85ページの議案第77号の 2 番をご説明いたします。
本案は、平成30年8月14日付けで住宅用地として農地法第5条の転用許可を得た案件でありますが、申請地が子供の通学する学校に遠いため支障があり住宅建設が困難になりました。よって、承継者による通路用地として農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請であります。
土地の所在、承継者、当初計画者、用途につきましては、議案書のとおりです。

続きまして、87ページの議案第78号の 2 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であます。
申請地は、盛土を最高0．3mの造成工事を施工します。コンクリート舗装の通路として利用するので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。また、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とする計画です。
続きまして、88 ページの議案第78号の 3 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であます。
申請地は、盛土を最高 0.5m最低 0.3mの造成工事を施工します。境界周囲は法面保護をするので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。
以上です。

○議長（会長）

次に、本案に対する崎山地区協議会会長の報告を求めます。

□崎山地区協議会会長

崎山地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第77号の 1 番と2番及び議案第78号の1番から3番について、当協議会は去る1月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、議案第77号の1番と2番は、承認相当及び議案第78号の1番から3番は、許可相当とすべきものと決しました。

以上で崎山地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）

崎山地区協議会の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

□委員

まず 1 番で、五島市へ移住となっていますけど　おおむね何歳位の方ですか？

○議長（会長）

○○さんですか？

□委員

そうです。

□事務局

年齢までは確認しておりませんので、追って報告という事でよろしいでしょうか。

□委員

それと3番なんですが、これは建売という形になるんですかね。

□事務局

建売住宅をという事でございます。

□委員

はい。わかりました。分譲住宅と書いているもんですから。

○議長（会長）

分譲という所を建売に訂正願います。

○議長（会長）

他にございませんか。 挙手がないようですので、質疑を終わり採決します。

議案第77号の1番から2番に対する崎山地区協議会会長の報告は承認相当、議案第78号の1番から3番に対する崎山地区協議会会長の報告は、許可相当であります。

報告のとおり、それぞれ、承認相当及び許可相当とすることに異議ございませんか。
—「異議なし」の発言あり—

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第77号の1番から2番は承認相当、議案第78号の1番から3番は、許可相当と決しました。

○議長（会長）
次に、議案第78号の4番を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局
続きまして、89 ページの議案第78号の 4 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあり、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であます。
申請地は、現状のまま利用することで土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。
作業場用建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とる計画となっております。
以上です。

○議長（会長）
次に、議案第78号の4番に対する福江地区協議会会長の報告を求めます。
質疑は、福江地区協議会会長報告のあとに行います。
それでは、議案第78号の4番に対する福江地区協議会会長の報告を求めます。

□福江地区協議会会長委員
福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第78号の4番について、当協議会は去る1月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
福江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑はございませんか。

—「なし」という者あり—

○議長（会長）

質疑を終わり、採決を行います。
議案第78号の4番に対する福江地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第78号の4番は許可相当と決しました。

○議長（会長）
つづきまして、議案第78号の5番を審議します。
なお、議案第78号の5番については、1番○○委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－1番退席－
事務局の説明を求めます。

□事務局
最後に、90ページの議案第78号の 5 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。
申請地は、現状のまま利用することで土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。
以上です。

○議長（会長）
次に、本案に対する本山・大浜地区協議会会長の報告を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長
本山・大浜地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第78号の5番について、当協議会は去る1月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
以上で本山・大浜地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
本山・大浜地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わり採決します。

議案第78号の5番に対する本山・大浜地区協議会会長の報告は、許可相当であります。

報告のとおり、許可相当とすることに異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号の5番は、許可相当と決しました。

1番　○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

－1番出席－

○議長（会長）

次に、議案第79号「農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。

91、92　ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

以上です。

○議長（会長）

それでは、議案79号の1番1から1番2を審議します。

なお、本案については、5番　○○委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－5番退席－

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは議案について説明致します。

93 ページをご覧ください。

1 番 1　　申請地　　畑 1 筆　　1,600 ㎡

こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。

1 番 2　　申請地　　畑 1 筆　　730 ㎡

こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
以上　1 番 1、1 番 2 につきましては 1 番 1 が新規、他が更新で契約内容は賃貸借権となっております。
申請番号 1 番各号につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第79号の1番1から1番2は原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第79号の1番1から1番2は、原案のとおり可決されました。
5番○○委員の除斥を解き、出席を求めます。
－5番出席－

○議長（会長）
続きまして、議案79号の2番以降を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは 2 番以降を説明致します。
2 番　　申請地　　畑 8 筆　　15,761 ㎡
新規で契約内容は賃貸借権となっております。
3 番 1　　申請地　畑 1 筆　　3,385 ㎡
3 番 2　　申請地　畑 1 筆　　1,998 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
3 番 3　　申請地　畑 1 筆　　1,636 ㎡
3 番 4　　申請地　畑 1 筆　　1,767 ㎡
3 番 5　　申請地　畑 1 筆　　2,896 ㎡
3 番 6　　申請地　畑 1 筆　　3,466 ㎡
3 番 7　　申請地　畑 2 筆　　1,960 ㎡
3 番 8　　申請地　畑 1 筆　　2,681 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
3 番 9　　申請地　畑 1 筆　　1,277 ㎡
3 番 10　　申請地　畑 1 筆　　712 ㎡
3 番 11　　申請地　畑 1 筆　　2,181 ㎡
以上 3 番 13 から 3 番 11 につきましては、3 番 1 が更新　他は新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

4 番　　申請地　畑 3 筆　8,571 ㎡
更新で、契約内容は貸借権となっております。
5 番 1　　申請地　田 2 筆畑 1 筆　13,471 ㎡
5 番 2　　申請地　田 3 筆畑 4 筆　18,412 ㎡
こちらは共有持ち分の、過半の同意となっております。
以上 5 番 1、5 番 2 につきましては、更新で契約内容は賃貸借権となっております。
6 番　　申請地　畑 2 筆　2,643 ㎡
こちらは共有持ち分の、過半の同意となっております。
更新で契約内容は賃貸借権となっております。
7 番　　申請地　田 2 筆畑 3 筆　11,427 ㎡
こちらは共有持ち分の、過半の同意となっております。
新規で契約内容は使用貸借権となっております。
8 番　　申請地　田 1 筆　3,084 ㎡
こちらは共有持ち分の、全員の同意となっております。
更新で契約内容は賃貸借権となっております。
9 番　　申請地　田 1 筆　639 ㎡
更新で契約内容は賃貸借権となっております。
10 番　　申請地　田 3 筆　5,746 ㎡
新規で契約内容は賃貸借権となっております。

続きまして所有権移転についてご説明致します。

11 番　　申請地　畑 1 筆　1,880 ㎡
契約内容は売買となっております。
12 番　　申請地　田 1 筆畑 6 筆　16,608 ㎡
契約内容は売買となっております。
13 番　　申請地　田 1 筆　1,255 ㎡
契約内容は売買となっております。
以上申請番号 2 番から 13 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第79号、貸借（たいしゃく）権設定の2番から10番、所有権移転の11番から13番については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第79号の2番外22件は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第80号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

参照条文につきましては、議案第 79 号で説明したとおりでございますので省略いたします。

それでは議案についてご説明いたします。 104 ページをご覧ください。

1 番 1	申請地	畑 1 筆	1,159 ㎡
1 番 2	申請地	畑 1 筆	3,805 ㎡
1 番 3	申請地	畑 1 筆	1,618 ㎡
1 番 4	申請地	畑 1 筆	1,294 ㎡
1 番 5	申請地	畑 1 筆	3,301 ㎡
1 番 6	申請地	田 3 筆	6,516 ㎡
1 番 7	申請地	畑 1 筆	1,339 ㎡
1 番 8	申請地	田 4 筆	2,665 ㎡
1 番 9	申請地	田 1 筆	449 ㎡
1 番 10	申請地	田 8 筆	9,142 ㎡
1 番 11	申請地	田 1 筆	801 ㎡
1 番 12	申請地	田 2 筆	1,741 ㎡
1 番 13	申請地	田 1 筆	218 ㎡
1 番 14	申請地	田 4 筆	4,399 ㎡
1 番 15	申請地	田 2 筆	1,765 ㎡
1 番 16	申請地	田 1 筆	1,700 ㎡
1 番 17	申請地	田 1 筆	895 ㎡
1 番 18	申請地	田 1 筆	926 ㎡
1 番 19	申請地	田 1 筆	856 ㎡
1 番 20	申請地	田 1 筆	855 ㎡
1 番 21	申請地	田 1 筆	885 ㎡
1 番 22	申請地	田 1 筆	2,850 ㎡
1 番 23	申請地	田 1 筆	1,894 ㎡
1 番 24	申請地	田 1 筆	1,869 ㎡
1 番 25	申請地	田 2 筆	1,833 ㎡
1 番 26	申請地	田 1 筆	1,390 ㎡
1 番 27	申請地	田 2 筆	2,492 ㎡
1 番 28	申請地	畑 2 筆	2,234 ㎡
1 番 29	申請地	田 1 筆	900 ㎡
1 番 30	申請地	田 1 筆	652 ㎡
1 番 31	申請地	畑 2 筆	3,921 ㎡
1 番 32	申請地	畑 2 筆	6,510 ㎡

こちらは共有持ち分の、全員の同意となっております。

1 番 33	申請地	畑 1 筆	6,680 ㎡

こちらは共有持ち分の、過半の同意となっております。

1 番 34　　申請地　　畑 1 筆　　3,136 ㎡

こちらは共有持ち分の、過半の同意となっております。

1 番 35　　申請地　　田 1 筆　　1,396 ㎡
1 番 36　　申請地　　畑 1 筆　　3,400 ㎡
1 番 37　　申請地　　畑 1 筆　　2,823 ㎡
1 番 38　　申請地　　田 1 筆　　2,050 ㎡
1 番 39　　申請地　　畑 5 筆　　6,027 ㎡

以上 1 番 1 から 1 番 39 の契約内容は使用貸借権が 1 番 2･1 番 4･1 番 5･1 番 8･1 番 121 番 18 他は賃貸借権となっております。1 番各号につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第80号、貸借(たいしゃく)権設定の１番１から１番39は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第80号の１番１外38件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）
次に、議案第81号「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長
それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。
118ページをご覧ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。
また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとす

るとなっております。
　今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 80 号 1 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。
　それでは議案についてご説明致します。
　１１９ページをご覧ください。

　1 番　　申請地　田 1 筆　652 ㎡
　契約内容は賃貸借権となっております。
　2 番 1　　申請地　畑 1 筆　3,400 ㎡
　2 番 2　　申請地　畑 1 筆　2,823 ㎡
　2 番 3　　申請地　畑 5 筆　6,027 ㎡
　2 番 1 から 2 番 3 の契約内容は賃貸借権となっております。
　3 番　　申請地　畑 1 筆　1,159 ㎡
　契約内容は賃貸借権となっております。
　4 番　　申請地　畑 1 筆　3,805 ㎡
　契約内容は使用貸借権となっております。
　5 番　　申請地　畑 1 筆　1,618 ㎡
　契約内容は賃貸借権となっております。
　6 番　　申請地　畑 1 筆　1,294 ㎡
　契約内容は使用貸借権となっております。
　7 番　　申請地　畑 1 筆　3,301 ㎡
　契約内容は使用貸借権となっております。
　8 番 1　　申請地　畑 4 筆　4,534 ㎡
　8 番 2　　申請地　畑 1 筆　1,339 ㎡
　8 番 1、8 番 2 の契約内容は賃貸借権となっております。
　9 番　　申請地　田 3 筆　6,516 ㎡
　契約内容は賃貸借権となっております。
　10 番 1　　申請地　田 4 筆　2,665 ㎡
　10 番 2　　申請地　田 1 筆　449 ㎡
　10 番 3　　申請地　田 2 筆　1,741 ㎡
　10 番 4　　申請地　田 1 筆　218 ㎡
　10 番 5　　申請地　田 4 筆　4,399 ㎡
　10 番 6　　申請地　田 2 筆　1,765 ㎡
　10 番 7　　申請地　田 1 筆　1,700 ㎡
　10 番 8　　申請地　田 1 筆　895 ㎡
　10 番 9　　申請地　田 1 筆　926 ㎡
　10 番 10　　申請地　田 1 筆　856 ㎡
　10 番 11　　申請地　田 1 筆　855 ㎡
　10 番 12　　申請地　田 1 筆　885 ㎡
　10 番 13　　申請地　田 1 筆　801 ㎡
　10 番 14　　申請地　田 1 筆　2,850 ㎡
　10 番 15　　申請地　田 1 筆　1,869 ㎡
　10 番 1 から 10 番 15 の契約内容は使用貸借権が、10 番 1・10 番 3・10 番 9 で、他は賃貸借権となっております。
　11 番 1　　申請地　田 8 筆　9,142 ㎡

11 番 2　　申請地　田 2 筆　1,833 ㎡
11 番 3　　申請地　田 1 筆　1,894 ㎡
11 番 4　　申請地　田 1 筆　1,390 ㎡
11 番 5　　申請地　田 2 筆　2,492 ㎡
11 番 6　　申請地　畑 2 筆　2,234 ㎡
11 番 7　　申請地　田 1 筆　900 ㎡
11 番 1 から 11 番 7 の契約内容は解除条件付賃貸借権となっております。
12 番 1　　申請地　畑 2 筆　3,921 ㎡
12 番 2　　申請地　畑 2 筆　6,510 ㎡
12 番 3　　申請地　畑 1 筆　6,680 ㎡
12 番 4　　申請地　畑 1 筆　3,136 ㎡
12 番 1 から 12 番 4 の契約内容は、賃貸借権となっております。
13 番 1　　申請地　田 1 筆　1,396 ㎡
13 番 2　　申請地　田 1 筆　2,050 ㎡
13 番 1・13 番 2 の契約内容は賃貸借権となっております。
以上申請番号 1 番から 13 番 2 までの配分計画案につきましては、適当であると考えます。
以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

□委員
渡人と受人が同じ人の場合はどういう考え方をすればいいですか。

□事務局
A to A といって農地の所有者が中間管理に入っていて、それを自分が借りるという形になります。

□委員
使用貸借なんかもあるじゃないですか。
賃貸借だったら、賃金をもらえるけど使用貸借の場合何ももらえないじゃないですか。
ここら辺がよく分からない。

□事務局
6 番 7 番については、集積協力金の一環で鬼岳に近い畑になってると思うんですけど今年の夏頃に総会にかけた分の地区の分で一気に集積をして他の人に貸し付けをするというようなのがあったんですけど、中間管理に集積をする面積に応じて補助金が出るというのがあって自分で借りてる形になっています。

□委員.
わかりました。

○議長（会長）
集積率によって補助金が段階的にあるので、その中でこういう形があるのでよろしくお願いし

ます。

○議長（会長）

他に挙手がないようですので、採決いたします。

議案第81号、貸借(たいしゃく)権設定の1番から 13 番 2 については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号の1番外 39 件は、原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第82号「贈与税等納税猶予に関する適格者証明及び引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます

□事務局

はい、議長

それでは、議案第82号　贈与税等納税猶予に関する適格者証明及び引き続き農業経営を行っている旨の証明についてご説明いたします。

139 ページをご覧ください。

まず、贈与税納税猶予の特例の適用要件についてご説明します。

贈与者については、贈与の日まで3年以上引き続いて農業を営んでいた個人で、過去に農地を推定相続人に対し贈与し、その農地が相続時精算課税制度及び納税猶予の特例を受けていない事となっております。

次に受贈者については、贈与者の推定相続人のうちの 1 人で、贈与を受けた日において、年齢が18歳以上であること、また、贈与を受けた日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと。贈与を受けた後、速やかにその農地及び採草放牧地において農業経営を行うこととなっております。

納税猶予が打ち切られる場合としましては、その農地について第3者への譲渡、貸付、転用又は耕作の放棄等があった場合、また、受贈者が特例農地等に係る農業経営を廃止した場合、3年毎に継続届出書を提出すべき受贈者が届出書を提出しなかった場合となります。

新たに贈与税等の納税猶予を受ける場合には、農業委員会から適格者であるとの証明を受けなければなりませんが、今回この適格者証明の該当者はいませんでした。

それでは140ページをご覧ください。既に納税猶予制度の特例を受けている受贈者は、3年に一度、農業経営を継続していることを税務署及び長崎県へ届け出る必要があり、その際は、農業委員会から引き続き農業経営を行っている旨の証明を受けることとなっております。

今回、対象となりますのは、○○　○○外13名でございます。

なお今回、議案としております対象者につきましては、先日開催されました各地区協議会におきまして、引き続き農業経営を行っている旨確認をいただいております。

以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
では、挙手がないようですので、採決いたします。
議案第82号「贈与税納税猶予に関する適格者証明及び引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手願います。

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第82号についての「引き続き農業経営を行っている旨の証明を受ける者」山口茂明ほか13件は、原案のとおり証明することに決しました。

○議長（会長）
議題は以上で終了いたしました。

○議長（会長）
次に報告・協議事項に入ります。

報告・協議事項
(1) ながさき農業委員会1・1・1運動の各対策班報告について
(2) 会議等報告・予定について
(3) 農地所有適格法人要件確認について
(4) 農地利用状況調査の結果について
(5) 買受適格証明書に基づく農地法第3条の規定による許可申請について
(6) その他
について報告

○議長（会長）
以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、令和4年度第10回五島市農業委員会総会を閉会致します。

＝午後 3 時 03 分　閉会＝

五島市農業委員会総会会議規則第 20 条第 2 項の規定によりここに署名捺印する。

議　　長

署 名 委 員

署 名 委 員